

## 揖斐川町低入札価格調査制度等に関する要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、揖斐川町の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格を適用する一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、原則として予定価格が1,000万円以上の建設工事における競争入札について適用する。

2 最低制限価格制度は、予定価格が1,000万円未満の建設工事における競争入札について適用する。ただし、総合評価落札方式による場合は、最低制限価格制度を適用しない。

(低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格判断基準の算定)

第3条 調査基準価格（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる価格をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の97%、共通仮設費の額の90%、現場管理費の額の90%及び一般管理費の額の68%の合計額とする。ただし、機械器具設置工事等で機器費がある場合においては、予定価格算出の基礎となった機器費の額の90.7%、直接工事費の額の97%、共通仮設費の額の90%、現場管理費の額の90%及び一般管理費の額の68%の合計額とする。

(2) 前号の規定により得られた額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(3) 町長が必要と認める特別な契約のときは、第1項の規定にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で町長の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

2 失格判断基準（調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定する額（そ

の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。当該基準となる額に満たない額で入札を行った場合は無効とする。

(1) 失格判断基準の額は、入札書記載金額が予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の97%、共通仮設費の額の90%、現場管理費の額の90%及び一般管理費の額の20%の合計額とする。ただし、機械器具設置工事等で機器費がある場合においては、予定価格算出の基礎となった機器費の額の82%、直接工事費の額の97%、共通仮設費の額の90%、現場管理費の額の90%及び一般管理費の額の20%の合計額とする。

(2) 前号の規定により得られた額が、入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税の額を減じた価格をいう。以下同じ。)に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(最低制限価格)

第3条の2 最低制限価格は、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準の額をいうものとし、当該基準に満たない価格で入札を行った者は無効とする。

2 最低制限価格の算出は、調査基準価格の算出と同様とする。

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第4条 調査基準価格及び失格判断基準を定めたときは、揖斐川町契約規則(平成17年揖斐川町規則第50号)第10条に規定する予定価格調書に当該調査基準価格及び失格判断基準を記載するものとする。

2 最低制限価格を定めたときは、揖斐川町契約規則第10条に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 調査基準価格及び最低制限価格を設定する場合には、入札の公告又は入札の通知書に低入札価格調査制度又は最低価格制度が適用されていることを明示し、入札金額によっては入札保留がなされることを明示する。

(入札の保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回ったときは、入札執行者は入札者に対して保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施と審査)

第7条 揖斐川町低入札調査委員会規定(平成17年揖斐川町訓令第32号)第2条に基づき揖斐川町低入札調査委員会(以下「委員会」という。)は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、当該最低価格入札者に対し低入札価格調査を行う。

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について、入札者からの提出書類に基づく事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。)
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者名の状況
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況(取引金融機関、保証会社への照会)
- (12) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)
- (13) その他必要な事項

3 委員会は、前項に規定する調査に基づき当該契約の内容に適合した履行が可能か審査する。

4 委員長は、前項の審査結果及び意見を速やかに町長に報告するものとする。  
(落札者の決定の方法等)

第8条 町長は、前条第4項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、直ちに当該最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

2 町長は、前条第4項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低価

格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札者としめない旨の通知を、次順位者に対して落札者となった旨の通知を、その他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、当該次順位者を直ちに落札者とせず、前条及び前項の規定を適用する。

（基準価格を下回る落札者との契約に係る措置）

第9条 町長は、調査基準価格を下回る落札者と契約をしようとするときは、主任技術者又は監理技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者（一般競争入札の場合は入札参加資格を満たす技術者）を、専任で1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置することを義務付けるものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が配置することとする。

（虚偽説明等への対応）

第10条 町長は、落札者が虚偽の入札価格調査票等の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかになったときは、不誠実な行為として、揖斐川町建設工事請負契約に係る入札参加資格等措置要領に基づく資格停止を行うことができる。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、低入札価格調査の実施等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。